

一般財団法人愛媛陸上競技協会

処分規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般財団法人愛媛陸上競技協会（以下、「本協会」という。）の登録会員等（定義は第2条参照）の処分について、処分事由、処分の種類及び処分手続等を定めることにより、登録会員等の権利を保障しつつ、適正な処分の実現を図り、もって陸上競技及び本協会に対する社会の信頼並びに安心かつ安全な競技環境を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、以下の者に対し適用される（以下、総称して「登録会員等」という。）

- ① 本協会の名誉会長、顧問及び参与
- ② 評議員
- ③ 役員（理事及び監事）
- ④ 専門委員会委員
- ⑤ 医事委員、検定員及びJTO
- ⑥ 公認審判員
- ⑦ 登録会員（登録会員規程第1条に定める者。）

第2章 登録会員等処分

(遵守事項)

第3条 登録会員等は、次の各号に定める行為を行ってはならない。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 犯罪に該当する行為（ただし、刑事事件として立件されるか否かにかかわらず。）
- (3) 陸上競技に関し、不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束すること

- (4) 陸上競技に関し、方法の如何を問わず、また直接か間接かを問わず、競技結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与すること
- (5) 陸上競技に関し、補助金等の不正受給、脱税、その他不正な経理に関与すること
- (6) 暴力・暴行その他の身体的虐待
- (7) 暴言その他の精神的虐待
- (8) 性的虐待、セクシュアル・ハラスメント、盗撮行為、またはこれらと同視される行為
- (9) パワーハラスメントその他のハラスメント
- (10) 不適切又は不合理な指導
- (11) 差別的言動
- (12) 違法賭博及び違法なスポーツベッティング
- (13) 未成年者の飲酒・喫煙その他倫理に反する行為を行うこと
- (14) アンチ・ドーピング規程に反する行為
- (15) 第三者の名誉を毀損する行為又はプライバシーを侵害する行為
- (16) 反社会的勢力と関係を有すること
- (17) その他本協会の規程に違反する行為、または、品位もしくはスポーツの健全性若しくは高潔性を損なう非行を行うこと
- (18) 第三者が前各号に掲げる行為を行うことを幫助し、教唆し、もしくはこれを是正すべき立場にあるにもかかわらずこれを放置し、又は適切な指導を行わないこと

2 前項に基づき、登録会員等の違反行為を認定するにあたっては、違反行為に何ら関与しない関係者が不当に取り扱われることのないよう、違反行為の性質や態様を踏まえ、違反行為を認定しなければならぬ。

(処分の種類)

第4条 登録会員等が前条に定める遵守事項及びその他本協会が定める規則に違反したときは、本協会は登録会員等に対し、違反行為の内容、程度及び情状に応じ、次の処分を行うことができる。

- (1) 名誉会長、顧問、参与、評議員、役員、専門委員（医事委員、検定員、J T Oを含む。）に対する処分

①戒告

口頭による注意を行い戒める。

②けん責

文書による注意を行い戒める。

③降格

下位の役職に移行させる

④解任

役職の任を解く（ただし、役員については定款28条、評議員については定款12条に基づき解任する）

(2) 公認審判員に対する処分

①戒告

口頭による注意を行い戒める。

②けん責

文書による注意を行い戒める。

③有期の公認資格停止

一定期間（1ヶ月以上5年以下）本協会の公認審判員としての資格を停止し、かつ、資格停止期間中における再登録及び新規登録を禁止する。ただし、公認資格の停止期間中においても、公認審判員として登録をしている限り、同審判員としての義務は免れない。

④無期の公認資格停止

期間を定めることなく本協会の公認審判員としての資格を停止し、かつ、資格停止期間中における再登録及び新規登録を禁止する。ただし、公認資格の停止期間中においても、公認審判員として登録をしている限り、同審判員としての義務は免れない。

⑤除名

公認審判員としての身分を喪失させる。除名された者は、永久に本協会の公認資格を受けることができないものとする。

(3) 団体登録会員に対する処分

①戒告

口頭による注意を行い戒める。

②けん責

文書による注意を行い戒める。

③有期の登録会員資格停止

一定期間（1ヶ月以上5年以下）本協会の登録会員としての資格を停止し、かつ、資格停止期間中における再登録及び新規登録を禁止する。ただし、登録資格の停止期間中においても、登録をしている限り、登録会員としての義務は免れない。

④無期の登録会員資格停止

期間を定めることなく本協会の登録会員としての資格を停止し、かつ、資格停止期間中における再登録及び新規登録を禁止する。ただし、登録資格の停止期間中においても、登録をしている限り、登録会員としての義務は免れない。

⑤除名

登録会員としての身分を喪失させる。除名された者は、永久に会員登録を受けることができないものとする。

(4) 団体構成員及び個人登録会員に対する処分

①戒告

口頭による注意を行い戒める。

②けん責

文書による注意を行い戒める。

③有期の登録会員資格停止

一定期間（1ヶ月以上5年以下）本協会の登録会員としての資格を停止し、かつ、資格停止期間中における再登録及び新規登録を禁止する。ただし、登録資格の停止期間中においても、登録をしている限り、登録会員としての義務は免れない。

④無期の登録会員資格停止

期間を定めることなく本協会の登録会員としての資格を停止し、かつ、資格停止期間中に

おける再登録及び新規登録を禁止する。ただし、登録資格の停止期間中においても、登録をしている限り、登録会員としての義務は免れない。

⑤除名

登録会員としての身分を喪失させる。除名された者は、永久に会員登録を受けることができないものとする。

2 本協会は、登録会員等が前条第1項に定める遵守事項に違反した後、登録会員等の身分を喪失した場合においても、前項の処分を行うことができる。

第3章 処分手続

(処分の原則)

第5条 本協会は、すべての登録会員等に対し、中立、公正かつ迅速に処分手続を行う。

2 違反行為に対する処分は、相当性の原則から、その違反行為の内容・結果を踏まえて、それに相当する処分内容を決定することとする。

3 処分の対象となる違反行為について、本規程に違反する行為を行ったと疑われる者（以下、「処分対象者」という。）が刑事裁判その他の本協会以外の処分を受けたとき又は受けようとするときであっても、本協会は、同一事案について、適宜登録会員等を処分することができる。本規程による処分は、審査対象者が、同一又は関連の遵守事項の違反に関し、重ねて本会以外の処分を受けることを妨げない。

(処分の基準)

第6条 本協会は、対象者の年齢・立場、違反行為の目的・態様・結果その他の情状、行為後の事情、社会的影響、陸上競技及び本協会に対する社会の信頼の確保その他の一切の事情を考慮し、処分を行うか否か及び処分の内容を決定するものとする。

(代理人)

第7条 処分対象者は、本手続を通じていつでも代理人を選任することができる。ただし、弁護士でなければ代理人となることができない。

2 前項により選任された代理人は、それぞれ処分対象者のために、本手続に関する一切の行為を

行うことができる。ただし、事実調査における事情聴取への回答及び事実調査への立ち会いはこの限りではない。

3 処分対象者が代理人の選任を本協会に通知した場合は、それ以降の手續において本協会が処分対象者に対して行う通知は、当該代理人宛に対して行うものとする。

(倫理委員会の設置)

第8条 理事会は、本協会の登録会員等、スタッフ、競技関係者又は第三者より通報を受けたときその他本規程第3条1項の遵守事項違反が疑われる事項があると思料するときは、理事の中から1名以上、外部の学識者もしくは弁護士から1名以上、当該事実の調査及び処分の審査を行うための委員を選任し、当該委員は倫理委員会を構成する。

2 倫理委員会を構成する委員は3名以上とする。

3 当該事案に利害関係を有する者（親族、所属先の監督・コーチ・選手、直接の指導者及びこれらに類する立場にある者）は、倫理委員を務めることができない。倫理委員に選任された後に、利害関係を有することが発覚した場合、当該委員が倫理委員を辞任しない限り、理事会は当該委員を解任するものとする。

(倫理委員会による事実調査及び処分審査の原則)

第9条 倫理委員会は、当該事案について、中立、公正かつ迅速に、事実の調査を行うものとする。

2 倫理委員会は、必要に応じて適宜、本協会の登録会員等、スタッフ、競技関係者（当該事案に関係する者、団体をいう。）、第三者に対し、事実関係について説明及び証拠資料の提出を求め、直接事情を聴取し、現地調査をするなど必要な調査を行うことができる。

3 本協会の登録会員等、スタッフ、競技関係者及び第三者は、前項の倫理委員会の調査に協力しなければならない。

(事実調査及び処分審査の審理)

第10条 倫理委員会は、事実調査の審理の結果、本規程に違反する行為があると認めた場合、速やかに処分審査を開始する。

- 2 倫理委員会による事実調査及び処分審査の審理は、倫理委員の過半数の出席をもって開催し、その議決は出席した倫理委員の過半数をもって行う。
- 3 倫理委員会は、事実調査の審理の結果、処分対象行為があるとは認められなかった場合、理事会に対し、書面をもって事実調査の結果を報告する。

(聴聞または弁明の機会)

第11条 倫理委員会は、事実調査の審理の結果に基づき処分決定する場合、処分対象者に対し、以下のとおり、聴聞（口頭による意見聴取）の機会または書面による弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 第4条1項(1)ないし(4)に定める戒告及びけん責の場合－弁明の機会
- (2) (1)以外の場合－聴聞

(聴聞の方式)

第12条 処分対象者は、聴聞期日に出頭して意見を述べ、主張書面及び証拠資料を提出し、又は、聴聞期日への出頭に代えて主張書面及び証拠資料を提出することができる。

- 2 聴聞場所は、原則として、本協会所在地とする。聴聞期日は、その都度、処分対象者その他当該事案に関係する者・団体の意見を聴いて、倫理委員会が定める。
- 3 処分対象者が聴聞の機会を不要とする場合、又は聴聞期日に正当な理由なく欠席した場合、倫理委員会は処分対象者を聴聞することを要しない。

(処分案の答申)

第13条 倫理委員会は、当該事案の判断に熟すると認める場合、処分の審査を終結し、理事会に対し、書面をもって当該事案の処分案を答申する。

- 2 前項の処分案の答申書面には次の事項を含むものとする。
 - ① 処分対象者の表示
 - ② 処分の内容
 - ③ 処分対象となる違反行為にかかる事実

- ④ 処分の理由及び証拠
- ⑤ 処分の手続の経過

(処分の決定)

第14条 理事会は、倫理委員会の答申を審議し、処分決定を行う。理事会は、倫理委員会の答申を尊重するものとする。

- 2 理事会は、中立、公正かつ迅速に審査し、処分を決定する。
- 3 前項の理事会決定に基づき、代表理事は、処分対象者に対し、次の事項を記載した書面をもって処分決定を通知する。
 - ① 処分対象者
 - ② 処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）
 - ③ 処分対象となる違反行為にかかる事実
 - ④ 処分の手続の経過
 - ⑤ 処分の理由
 - ⑥ 処分の年月日
 - ⑦ 処分決定に不服がある場合には、処分対象者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して理事会の行った処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる旨及びその申立期間
- 4 処分決定は、前項の通知が処分対象者に到達した時に効力を生じる。

第4章 不服申立

(処分決定に対する不服申立て)

第15条 処分決定に不服がある場合には、処分対象者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して理事会の行った処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。ただし、同機構が定めるスポーツ仲裁規則においてスポーツ仲裁の申立権者から除外されている者は仲裁申立を行うことができない。

- 2 本協会は、前項の申立をしたことを理由として、前項の処分対象者に対して処分決定以外の

不利益な取扱いをしてはならない。

第5章 雑則

(記録の保存)

第16条 本協会は、倫理委員会の答申及び理事会の処分結果については、処分決定の日から5年間保管しなければならない。

(遡及適用)

第17条 本規程の施行以前の行為で、当該行為当時の本協会の規則等により違反行為とされる行為について、本協会が当該違反行為に対して処分を行っていない場合、本規程の第3章を適用する。

(本規程の改正手続)

第18条 本規程は、理事会の決議により変更することができる。

附 則

1 本規程は、令和8年5月1日から施行する。